

平成 21 年 9 月 15 日

各 施 設 長 様
各 障 害 福 祉 サービス 事 業 所 管 理 者 様
各 地 域 活 動 支 援 事 業 所 管 理 者 (代 表 者) 様

名古屋市健康福祉局障害者支援課長

不祥事の再発防止の徹底について

日頃から、本市の障害福祉行政に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、市内指定居宅介護等事業所の居宅介護等従業者が、利用者の現金等を着服するという不祥事が発生しました。

障害者自立支援法に基づくサービス提供は、利用者とサービス事業者相互の信頼関係が基盤となって成立するものであり、サービス従業者は自らを厳しく律し、法令を遵守し、適切なサービス提供を行うことが求められます。

今回の事件は、障害福祉事業者に対する利用者の信頼感の喪失を招くのみならず、障害福祉制度全般に対する信用が損なわれかねないことからもきわめて遺憾な事態であると考えます。

各事業所におかれましては、今回の事件を機に、個々の従業者の職業倫理の徹底を図るとともに、利用者の金銭管理等について適正に行われているか日常業務の再点検を行うなどにより不祥事発生の防止に万全を期すようよろしくお願いいたします。

名古屋市健康福祉局障害者支援課指導係
電話 9 7 2 - 2 5 7 8